

本市と他自治体における学校選択制度の事務取扱について

□申請時期等について

区部における申請時期は、10月以降が多い。26市では学校選択制の導入が少ない中で、申請時期を9月又は10月に設定がほぼ同数である。

入学通知の発送時期は、1月の下旬に設定している自治体もあれば、12月中に通知している自治体もあり、法令の範囲で事務処理を進めている。

学校選択制の申請時期について

区部	7月	9月	10月以降
自由選択制（小）	1		1
自由選択制（中）	1	2	13
隣接区域選択制（小）		2	5
隣接区域選択制（中）		1	1
特認校制（小）			1
計	2	5	21

市部	9月	10月以降
自由選択制（小）		2
自由選択制（中）	2	3
ブロック選択制（小）	1	
ブロック選択制（中）	1	
計	4	5

*各区市のホームページから申請時期等を確認できたものをカウント

*小学校と中学校の選択方式が異なる場合はそれぞれでカウント

<多摩26市での導入自治体（令和3年度入学者対象）>

小学校 6市（立川市、青梅市、町田市、日野市、国分寺市、西東京市）

中学校 10市（八王子市、立川市、青梅市、調布市、町田市、日野市、国分寺市、清瀬市、武蔵村山市、西東京市）

*小・中のどちらも自由選択制を導入しているのは西東京市のみ

□学齢簿の作成について（学校教育法施行令第1条、第2条）

翌年度の新1年生の学齢簿は、10/31までに編製することとされている。

□入学期日の通知、学校の指定（学校教育法施行令第5条から第7条まで）

就学予定者の保護者に対し、1月末日までに入学期日及び就学すべき学校を通知する。

□学校選択制等に関する市町村の取組（文部科学省HP）

就学校指定に係る制度の運用については、地域の実情や保護者の意向等に即して、市町村の判断と責任において適切に行われるべきものである。

学校選択制の導入については、地域の実情に応じたメリット、デメリットを十分検討の上、保護者の意向等に即して各教育委員会において適切に判断することが重要である。

□西東京市立学校の学校選択に関する規則

学校選択に関し必要な事項として、学校選択申立が可能対象、受入枠、選択できる学校の範囲、申立に関する諸手続などに関する事項について規定している。

□西東京市立学校の通学区域に関する規則

西東京市立学校に就学する児童又は生徒の就学の区域について、必要な事項として、指定された通学区域の学校に就学することのほか、学校選択や指定校変更に関する事項も規定している。

○学校選択制度実施日程

8月下旬～9月上旬 「学校選択制度のご案内」を配布、ホームページでの周知

9月上旬～10月上旬 各小・中学校で学校説明会を実施

10月中 学校選択申立て受付

11月上旬 申立状況をホームページで掲載

11月中旬 受入枠を超えた学校に関する抽選を実施

11月下旬 承認書等の書面を送付

